

令和4年5月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1件）

- 令和4年5月9日にお支払い決定済みの1名の方の傷病手当金が過払いとなっていたことが判明しました。

支給額の算定において報酬との調整を行った案件でしたが、報酬金額を誤認していたことにより、誤った金額で調整してお支払いしていたことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、ご返納いただくことでご了承いただきました。再発防止策として、支給金額の調整を行う案件には別途確認欄を設けるよう改善しました。